

○沖縄大学教学マネジメント委員会規程

（2015 年 1 月 26 日制定）

（趣旨）

第1条 この規程は、沖縄大学教学マネジメント委員会の設置及び組織並びに審議の手續等について定めるものとする。

（設置）

第2条 次に掲げる事項を審議するため、沖縄大学教学マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- （1） アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの全学的方針の策定に関すること。
- （2） 教育課程の編成の全学的方針に関すること。
- （3） 学生の修学指導の基本方針に関すること。
- （4） 教学マネジメントの体制に関すること。
- （5） 時間割編成の全学的方針に関すること。
- （6） 中長期経営計画の教学部門の進捗を図ること。
- （7） その他教育に関する重要事項の全学的方針に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 学長
- （2） 学長が指名する副学長
- （3） 教務部長
- （4） 学部長
- （5） 大学院研究科長
- （6） 教務課長
- （7） その他学長が指名する者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の1年は、年度により計算する。

（招集及び議長）

第5条 委員会の会議は、学長が招集し、議長となる。

第3編 学務（沖縄大学教学マネジメント委員会規程）

- 2 学長に事故があるときは、前条第2号の副学長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 委員会が必要と認めるときは、学科長その他の教員の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教務課が行う。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2015年1月1日より施行する。